

(別紙1)

平成30年度 肥満並びにやせに該当する者の割合に関する調査票

「学校」「児童福祉施設」「事業所」「寄宿舍」では、「健康日本21（第二次）」の特定給食施設に係る個別目標の評価として、「利用者の肥満並びにやせに該当する者の割合」について、平成26年度を基準の年としてその増減を報告していただきます。算出方法につきましては、別紙2を参考にしてください。

1	施設名	
2	御記入者氏名	
3	連絡先電話番号	
4	「利用者の肥満並びにやせに該当する者の割合」を把握していますか	<input type="checkbox"/> はい →5へお進みください <input type="checkbox"/> いいえ→理由をご記入ください ()

以下の質問は、4で「はい」と回答した施設のみご記入ください。

		平成30年度算出値	基準年度(平成26年度)報告値
5	肥満に該当する者の割合	A %	a %
		計算方法：(肥満に該当する者の人数/対象者の合計人数) × 100	
6	やせに該当する者の割合	B %	b %
		計算方法：(やせに該当する者の人数/対象者の合計人数) × 100	
7	年度の合計	① %	② %
		計算方法：①=A+B 計算方法：②=a+b	
8	評価(評価方法：①-②)	<input type="checkbox"/> 増加した(+ %) <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 減少した(- %)	
9	算出に用いたデータはいつのものですか	平成 年 月～ 月	平成 年 月～ 月
10	算出に用いた基準はどれを使用しましたか	<input type="checkbox"/> BMI <input type="checkbox"/> 幼児身長体重曲線 <input type="checkbox"/> 学校保健統計調査方式 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> BMI <input type="checkbox"/> 幼児身長体重曲線 <input type="checkbox"/> 学校保健統計調査方式 <input type="checkbox"/> その他()
11	対象者の内訳・人数(全職員、全園児等)	人 (対象者の内訳：)	人 (対象者の内訳：)
12	備考		

※正確な評価を行うために、算出方法や対象者の内訳は、基準年度と同じ方法で計算してください。

※平成27年度以降に給食を開始した施設については、開始年度が基準年度となります。

今年度、初めて利用者の肥満並びにやせに該当する者の割合を把握する施設は、平成30年度算出値欄に記入し、基準年度(平成26年度)報告値の備考欄に、「算出せず」と御記入ください。

平成26年度に報告、又は把握していない施設も、現在把握できる場合は御記入してください。よろしくお願いいたします。

御協力ありがとうございました。

(別紙2)

肥満並びにやせに該当する者の算出方法について

1 成人の算出方法

(1) BMI (Body Mass Index) を用います。

$$BMI = \text{体重 kg} / (\text{身長m})^2$$

(2) 男女とも20歳以上では「22」を標準とし、肥満・やせの判定基準は次の通りとします。

判定	低体重 (やせ)	普通	肥満
BMI	18.5未満	18.5以上25.0未満	25.0以上

(日本肥満学会 (2000年) による肥満の判定基準)

2 小児の算出方法

(1) 3歳以上6歳未満

ア 幼児身長体重曲線 (性別・身長別標準体重) を用いて算出します。

イ +15%以上を「肥満」、-15%以下を「低体重 (やせ)」と評価します。

※3歳以上の幼児の体格算出の際は、下記のHP内の「幼児の肥満度判定区分の簡易ソフト」もご活用ください。

<http://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/>

(2) 6歳以上～17歳以下

ア 学校保健統計調査方式 (性別・年齢別・身長別標準体重) による肥満度判定方法を活用します。

イ +20%以上を「肥満」、-20%以下を「低体重 (やせ)」と評価します。

※学校保健統計調査方式は、下記のHPをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

※日本小児内分泌学会、日本成長学会により、早見表や計算ソフトが公表されています。

<http://jspe.umin.jp/medical/taikaku.html>

◎3歳未満の子どもについては、一人ひとりの発育や発達が重要であり、個人差が大きいため、統一した指標で評価を行うことは困難です。したがって、今回の評価において3歳未満の子どもは対象外としています。

◎肥満及びやせの評価は、上記の判定基準を活用して行うことを原則とします。